

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イー①)の認定申請について

※1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が
全て指定業種に属する場合に申請可能です。

セーフティネット保証制度をご利用になるには、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受ける必要があります。第5号(イー①)に関する対象条件及び必要書類等は下記のとおりです。

この制度は、経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

(一般保証限度額)

普通保証 2億円以内

無担保保証 8,000万円以内

無担保無保証人保証 1,250万円以内

+

(別枠保証限度額)

普通保証 2億円以内

無担保保証 8,000万円以内

無担保無保証人保証 1,250万円以内

1 条件

- (1) 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる中小企業者であること。
- (2) 墨田区内に事業実態がある事業所があること。
- (3) 中小企業庁指定の業種に属する事業を営んでいること。
(中小企業庁ホームページ セーフティネット保証制度5号参照)
- (4) 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に対して5%以上減少していること。
(最近3か月とは、必ず申請月の前々月を含む3か月とすること。)

2 申請に必要な書類等

- ☐ 認定申請書(イー①)(区所定) 2部(区ホームページよりダウンロード可)
 - ☐ 確認書(イー①)(区ホームページよりダウンロード可)
 - ☐ 登記簿謄本(法人のみ)
 - ☐ 法人都民税の納税証明書の原本(法人のみ)
 - ☐ 法人の場合・直近の確定申告書及び決算書の写し
{イータックス(電子申告)による申告をしている場合は受信通知(メール詳細)があるもの。}
 - ☐ 個人の場合・直近の確定申告書の写しと 青色申告の場合→青色決算書の写し
白色申告の場合→収支内訳書の写し
{書面による申告の場合は2期分、イータックス(電子申告)による申告をしている場合は受信通知(メール詳細)があるもの。}
 - ☐ 最近3か月及び前年同期の売上が確認できる各月の書類(試算表又は売上台帳等の写し)
(最近3か月とは、必ず申請月の前々月を含む3か月とすること。)
 - ☐ 指定業種の事業を行っていることが確認できる書類等
(許認可等が必要な業種の場合は許認可証、その他の業種の場合は事業で取り扱いしている製品のカatalog等の写し。)
- ※ 金融機関等が代理で申請する場合、委任状が必要となります。

<問合せ・連絡先>

墨田区産業観光部経営支援課

電話：03-5608-6183(直通)